事 務 連 絡 令和3年5月7日 (最終改正令和3年6月17日)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部

入国者健康確認センターと HER-SYS の情報連携による SARS-CoV-2 陽性と判定された 方の情報及び検体の提供について

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(以下「HER-SYS」という。)の活用等については、平素より格別の御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の水際対策強化の一環として、本年4月16日より、HER-SYSと全ての国・地域からの入国者等の健康フォローアップを行う入国者健康確認センター(本年3月18日に「新型コロナウイルス感染症特定流行国滞在者健康確認センター」から改称。以下「センター」という。)の情報連携の仕組みが開始されており、さらに、本年5月21日には、HER-SYS上の登録者が入国日から28日以内の入国者等であるかどうかを確認できる検索機能が実装されております。

先般、これらの機能を活用して各自治体にお願いしたい具体的な事項等を下記のと おり整理し、お示ししたところです。

今般、国立感染症研究所における全ゲノム解析の体制を強化し、新たな変異株も含め継続的な監視を行っているところです。また、自治体への全ゲノム解析の技術移転を進めること等により、自治体による全ゲノム解析を推進することとしております。これを踏まえ、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」(令和2年12月23日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡(令和3年6月17日最終改正))が改正されたことを受けて、本事務連絡を改正しております。

貴職におかれては、下記について対応を改めて徹底いただくとともに、管内市町村、 関係機関等への周知をお願いいたします。

(主な改正箇所は太字下線)

1. 保健所において対応をお願いしたい陽性者の特定

- 我が国において変異した新型コロナウイルスによる感染拡大の防止のため、現在、本邦入国前 14 日以内に新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップの強化を図っております。
- 〇 その一環として、4月16日以降、毎日定時に、センターから、入国後28日以内の入国者等の情報がHER-SYSに対して提供されております。

これにより、センターから提供された入国者等の情報と、HER-SYS の発生届に登録された者(陽性者情報)が一致するかどうかを自動で判定することが可能となっており、その結果、両者が一者に特定された場合には、HER-SYS 上の「発生届タブ」のチェックボックスに**Z**が入ります。

また、5月21日より、センターから提供された入国者等の情報と HER-SYS の発生届に登録された者 (陽性者情報) が一致する可能性があるものの、一者に特定されず、複数人が該当する可能性がある場合には、「候補者リスト」として表示されるようになっております。

2. 変異株 PCR 検査等の実施と検体の提出

○ 1に該当する陽性者(センターから提供された入国者等の情報と HER-SYS の発生届に登録された者(陽性者情報)が一者に特定され、チェックボックスに**2**が入っている者)であって、入国後 14 日以内に SARS-CoV-2 陽性と診断された患者については、地方衛生研究所等と連携して、L452R 変異株 PCR 検査及びゲノム解析の実施等をお願いします。

<u>ゲノム解析については、自治体において可能な場合にはゲノム解析を実施して</u> <u>頂き、可能でない場合は国立感染症研究所への検体提出をお願いいたします</u>。

これらの L452R 変異株 PCR 検査等の実施に当たっては、「新型コロナウイルス 感染症の積極的疫学調査における検体提出等について(要請)」(令和3年2月5 日付け健感発0205 第4号。 **令和3年6月17日最終改正**。) をご参照いだきます ようお願いいたします。

○ なお、1の「候補者リスト」として表示される者に対しては、担当保健所におかれては、候補者本人へのヒアリング等を行い、できる限り入国者等を一者に特定できるように努めるとともに、一者に特定できた場合には、地方衛生研究所等と連携して、入国後 14 日以内に SARS-CoV-2 陽性と診断された患者については、L452R 変異株 PCR 検査等を実施するようにして下さい。

(担当)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 保健班 電話:03(5253)1111(内線8937/8927)